

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(米次性男君) ご異議なしと認めます。 ようて議案第八十七号は原案とおり可決いたしました。

議長(米次性男君) 日経ヤチニ議案第八十八号、東京都市消防団員等災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。

議事係長をして議案の朗読をいたさせます。

(頃崎議事係長朗読) 省略

議長(米次性男君) 朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。 総務課長高水求君。

(総務課長 高水求君登壇)

総務課長(高水求君) ご指欠でございます。 ためで議案第八十八号につきまゝに説明を申しあげます。

本案は提案理由にも明記されておりますとおり、 本年一月一日この消防団員等災害補償等組合の組織所でありました多摩市ならびに稲城町と市制を施行いたしましたことによりまして、 この規約の一部

を変更しようとするものでございます。

この消防団員等災害補償等組合は、 消防団員等が防火あるいは水防等に行きまゝに公務のため障害を受けた場合に、 この組合によりこれらの障害について補償をしようとするものでございまして、 別表(一)というのは組織所をそれぞれ定めてある表であります。 今の中にも多摩市、 稲城町がそれぞれ多摩市、 稲城町と変わったわけでございます。 別表というものは組織市町村の中で組合議員の選挙の区域割りや定数割りが必要であります。 その中で多摩市と稲城町をそれぞれ多摩市と稲城町に改めようとするものでございます。

附則につきましては東京都知事の許可のあった日からこの規則を施行するということになっております。

以上で八十八号議案の提案説明にかえさせていただきます。 以上で八十八号議案の提案説明にかえさせていただきます。 ようしくお審議のうえ原案とおりご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(米次性男君) 以上で提案理由の説明は終了しました。 以上より本案に対する質疑を行いません。

議八十二
議八十三
議八十四
議八十五
議八十六
議八十七
議八十八
議八十九

(「日安議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

○大橋(高波中心君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十八号については委員会付託および討論を省略し、原案どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) おわかりいたします。ただいま高波中心君が所定の賛成を得て、本会には本委員会付託および討論を省略し、

原案どおり可決されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご賛成ありませんか。

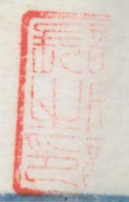
(「日安議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) ご賛成なしと認めます。よって議案第八十八号は原案どおり可決いたしました。

~~~~~

議長(末次性男君) 議案のつごうにより日経サテ四議案第八十九号と、日経サテ五議案第九十号については一括して一括いたします。

福生市議会



議長(末次性男君) 日経サテ四議案第八十九号市道路線の廃止について

日経サテ五議案第九十号市道路線の認定について、

以上二件を一括して議題といたします。

議事係長をして議案の朗読をいただきます。

(朗読議事係長朗読) 省略

議長(末次性男君) 朗読は終了しました。

本会について提案理由の説明を求めます。建設課長古谷徳男君。

(建設課長 古谷徳男君登壇)

○建設課長(古谷徳男君) 議案第八十九号市道路線の廃止について、

それより議案第九十号市道路線の認定について、両議案につきまして説明を申し上げます。

議案第八十九号の市道路線の廃止につきましては国函によりご説明を申しあげたいと思いますが、場所は牛浜の市営グラウンドのところで、これについては九月定例会におきまして諸般が出されております。その諸般に関連があるわけでございますが、この路線が現在接続している北側の路線がまだ公道になっておりません。その関係で次の議

請願書訂正  
請八  
請九  
請十  
陳五  
陳六  
議九十九

案にあります認定の七九の号線より関連がございまして、この路線を一度廃止いたしまして次の議案におきまして再認定という方法にしたという事で、議案が八九号におきましてはこの路線を廃止いたした次の議案が九十一号については支路線の認定でございますが、ただいま八九号で廃止いたしました関係の路線を再認定をいたしまして、五七六号と七九の号について廃止いたしました関係の路線を再認定をいたしまして、五七六号と七九の号について廃止いたしました中間の部分、これは地主さんは村野達次地へ名でございましてこの道路についてご寄附をいただいたわけでございます。そういう関係で廃止いたしました中間の部分と村野さんと交換をいたしまして、村野さんからは下の道路を寄附をしていただくということになりまして、今までグラウンドにのつた道路の五七六号の中に私道があったわけですが、その部分を今回公道として道路にするわけでございます。

次の七八号の認定でございますが、これは武蔵野の市道へ三三号、通称補助道一号と申しておりますが、三三三号の市道が市道で水源があります、その水源に通ずる間の道路でございます。

福生市議会

過日市水道用地のメートルに水道管が通っているわけですが、その隣接地主さんからの協力をいただきまして水道用地のメートルとさらに両側に各一メートルをご寄附をいただきまして、四メートルの道路にいたしましてこれは七八号として認定いたしたいわけでございます。寄附の関係では水道用地が半分と地主さんが六分の八分あるわけでございます。水道用地については水道用地の市道の行政財産に初管換えをして四メートルとしたわけでございます。

次の七八号の関係でございますが、これは京通りの延長福生橋をこえまして五日市線の踏切りがあります、それから五日市の道路を踏切をまたいでございます。これについてはかねてから五日市線が通っているに二、三の踏切ができたわけでございますが、さらに熊川駅の拡張等もございまして、その前に踏切りがございましたところ、関係とつてしまったわけでございます。そういう当時のいきさつ等がございまして、二にまたま、私道があったわけでございますが、それが狭くて奥にいる人が日常大変に困っているというところもございまして、先日買収が終了しまして四メートルの道路を造ったわけでございます。その

道路を七八号として認定しようとするものでございます。

次に七八号でございますが、これはオハ小原校の北側の青森線に  
入っている都道と市道の間をつなぐ鳥海たなか屋の前への道路で  
すが、この道路もやはり民地でございます。田村早太郎さんの土地で  
ございまして、これもご審判をいただきます。七八号として  
認定しようとするものでございます。

以上簡単には説明でございますが、一路線の廃止と支路線の認  
定につきましてもよろしくご決定くださるようお願い申しあげます。次で  
ございます。

議長（末次性男君）以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）以上で質疑を終ります。

○十六番（高波中君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案が八十九号、九十号については  
建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）おわかりいたします。ただいま高波中君から所定  
の賛成を得て、本案はともに建設委員会に付託し審査せし  
められたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）ご異議なしと認めます。よろしく議案が八十九号、九十号は  
建設委員会に付託することに決定いたしました。

議長（末次性男君）日程が六、諸願書より訂正について議題といたします。

本件に関連する諸願書は、先の方へ回定例会において建設委員  
会に付託し、同委員会において審査中のものであり、委員長から  
発言を求められておりますのでこれを許します。

○建設委員（伊東忠次郎君）ただいま議題となりました諸願書の  
訂正については、先の方へ回定例会で建設委員会に付託され、  
内容審査をしたものですが、審査段階において諸願書と





実情に相違があることが発見され、委員会においても協議を重ねたわけでございますが、請願提出者からの訂正申出のない以上は審査すべき点との結論に達し、その点を提出者に連絡をしたところこの訂正書が提出されたので、内容は判明のごとく公道と認められる道路の一部が私道であつて、また公道であつても舗装の必要のない道路もある。等によるもので、本件類似の件は過去にもあり提出者の提訂正によりこれを議会にばかり承認をして審査した事例もございますので、本定例会にわけて承認をいただきましたならば委員会としたとしても審査を続行し、結論を出したいと考え、この次でございします。

以上で担当委員長として発言を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（末次性男君） 以上で建設委員長の発言は終わります。

おわかりいたします。ただいま議題となつております請願書の訂正についてはこれを承認することに決意いたしました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よつて請願書の訂正についてはこれを承認することに決意いたしました。

○議長（末次性男君） 日程中十七請願中八号市道舗装に関する請願書を議題といたします。

事務局長をして請願書の朗読をいただきます。

（島田議会事務局長朗読） 省略

○議長（末次性男君） 朗読は終了しました。

紹介議員中島根実君から本主旨の説明を求めます。

（大番中島根実君登壇）

○大番（中島根実君） ただいま議題となつております請願中八号市道舗装に関する請願書について、ご指名がおりますので紹介議員を代表して私が紹介させていただきます。

請願が所はたゞいま事務局長が朗読したとおりでありまして、本件道路は区画整理により新設されたもので、完成後本日まで未舗装であり、会社の寮とか一般民衆も建ち、道路の利用度

も高くなりましたので、舗装して利用者の便をはかられたいとするもので、事情無理からぬと同情いたしましてたので、紹介の力をとった次第でございますので、請願内容実現の一日も早くんことを願ういたしまして説明を終わります。

議長（木次郎男君） 以上で紹介議員の主旨説明は終了しました。

これより本件請願に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木次郎男君） 以上で質疑を終ります。

請願者八号についてはお茶もとにご配付の別紙付託表のとおり建設委員会に付託いたします。

議長（木次郎男君） 日経ヤハ八請願者九号在日朝鮮公民の国民健康保険適用に関する請願書を議題といたします。

事務局長として請願者の朗読をいたさせます。

（島田事務局長 朗読） 省略

議長（木次郎男君） 朗読は終了しました。

紹介議員 島田博君から本主旨の説明を求めます。

（二丁一番 島田博君 登壇）

一丁一番（島田博君） 補足説明をいたします。

本請願書はただいま朗読がございましたとおり、過去にありともに祖国のために戦いました同胞でございます。そして同民族は日本国籍に加えられ、台湾のときは自分の意思により日本国籍となったのであります。

各都道府県には八五五市、武蔵野市、昭島市、所田市、田無市、保谷市、清瀬市、東久留米市、青梅市等においては本年四月より実施する予定であると聞きおぼろであります。

現在韓国人が五百二十七名中、永住権をとり国保に加入してあります。残りの四百三十四名のうちの切なる願いをわくわくしたさし、詳細に度情を調査さし、ご採択くださるようお願いいたしまして補足説明いたします。

議長（木次郎男君） 以上で紹介議員の主旨説明は終了しました。

これより本件請願に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次慎男君）以上で質疑を終ります。

請願九号についてはお持ちものに配付の別紙付託表のとおり厚  
生委員会に付託いたします。

~~~~~

議長（末次慎男君）日議九号請願九号交通規制改善に関する
請願書を議題といたします。

事務局長をして請願書の朗読をいただきます。

（島田議会事務局次長朗読）省略

議長（末次慎男君）朗読は終了しました。

紹介議員 岡本吉君から本号の説明を求めます。

（十七番岡本吉君登壇）

十七番（岡本吉君）ご指名ありがとうございます。ではばばば潜越でございますが請願
九号の紹介議員を代表し主として説明を行います。

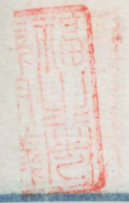
この主旨はたゞいま朗読されましたように市道八大号線、熊川鍋二
地区にわける一方通行の解除とその中間交差点および奥の街道
交差点の二か所にそれぞれ信号機を設置くださるよう、早期実現

福生市議 会

方を強くはたらくかりていただきます。旨う請願でございます。

えもえもこの一方通行のいきさつは市道八大号線の熊川七五七番地
先、いぬやぎ野自転車店前の交差点にわけて、当時交通事故
が非常に続発したためにその防止措置等が警察当局の一方的
な判断による指定されたもので、関係市民に対する事前の話し合
も行わずに実施されたものであります。昨年八月にこのような警

察の規制方針を聞きました。当市の総務委員会は、協議会におき
ましてこの問題をとり上げ、福生市全般の交通安全対策という
広い視野から検討いたしました結果、この道路は単に附近住民
だけでなく都道に対する補助道三号線として福生市、昭島市
を結ぶ市にとつても重要な路線であり、これを変則的に
規制することは市民生活にも重要な影響を及ぼすこと、また
このことによつて市道一、二ふらび郡立熊川保育園の通学通
園とされている市道九号線および九五号線に必然的に車輛を
追いつかむことになり、かえって危険を拡大させる結果となること等の
理由から全員の賛成反対の意思向をため、九月に開催いたしました



総務委員と警察との協議会にえの旨強く警察当局にも進言
いたしたものでございますが、警察といたしましては地元の交通安全協
会の役員と町内会の役員との同意を得たと。さらにその同意を
得て東京都の交通安全委員会に申請中であること、もし実施して
ますというばかり再検討をするかというふうな理由でもって強行実施
されたものでございます。

ただいま朗読されました本件請願の理由にもございまして、この
規制措置の実施によりまして八六号線の事故はたしかに減少いたしま
した。当時懸念をいたしましたとおり車の回り道とされたため通園、
通学の道路である九六号線の各交差点の事故は、規制前より著
しく事故が激増し、特に片倉自転車前かへる交差点と、かご
にある青藤吉太郎君などは連続三日間衝突事故により車に挟
み込まれたり、とりわけ登校時には交差する小中学生、ご承知の
とおり中学又は牛浜方面にまいます。小中学生は反対方向にまいます。
この交差するため小中学生が狭いガード、レール内に入りきれ
ずに歩道まであふれるありさまで、通行車輛の激増にとまはま



して交通事故の予後がますます増大しつつある状況になつてゐる次
でございします。これもえも当市総務委員会の全員や地元の市民
あるいはP・T・Aの皆さまが指摘したように、通園、通学道路に
多くの車輛を這へ込むところの規制は、東京都の教育委員会
が各校の周辺や主要な通学路のわきをとり車輛を止め出して、
歩道、路肩の安全を確保するという方針にまうた逆方向す
るものであるとともに、また当市や教育委員会でも四六年度の指導
要領に定めるところの児童の生命・尊厳に万全を期し、特に交
通安全の確保につとめるという方針にもまうた相反するもので
あるといふわけはばりないと思ひます。

この請願のきつかりもこれ以上設置したならば市民の日常生活にも
また子供の通園、通学にもあぶないと身をもつて多くの事故を
目撃したことによるもので、請願人代表は九百八名という多くの署名
あるの中には紹介議員のほか議員、P・T・Aの役員および地元以外
の全市民の方々の切実な願として署名してゐるわけでございます。
何となく全議員各位のご理解あるご支持をいただきますと、市民

の願いが早期に実現するようご協力のほどお願い申しあげまして
まじりの説明を終わります。

議長（米次性男君） 以上で紹介議員の主旨説明は終了しました。
これより本件請願に対する質疑をを行います。

○二ノ番（岩田博君） 紹介議員、同議員の主旨説明はともどもでございまして、
私もあつ一方通行が施行されたときにはばかな所を一方通行にするもろ
なばあー、と思つたのですが、聞いてみますと地元の前会町の了解を得
たということですが、その点に願ひいたします。

○一七番（関米吉君） ただいまご説明を申しあげましたとおり、たしかに警察
からという話と聞きましては私どもも全然、知らなかつたのです
けれども、警察では地元の交通安全協会役員一名と町会長の同
意を得てやうだんだんということと警察では申してつたわけでございます。
議長（米次性男君） 以上で質疑を終わります。

請願者（ア号）についてはお手もとにご配付の別紙付託表のとおり総務
委員会に付託いたします。

議長（米次性男君） 日程第二十陳情（ア号）年米吉君に関する陳情書を
議題といたします。

事務局長として議長の朗読をいたさせます。

（島田議会事務局長朗読） 省略

議長（米次性男君） 朗読は終了しました。

本件陳情書についてご意見がございましたら発言願ひます。

（応答なし）

議長（米次性男君） 以上でご意見を終わります。

○一六番（高波忠君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております陳情（ア号）については、周辺関係の所と
の協議もありますれば、また創年の恒例もありますので、理事者
（注）とされることを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） ただいま高波忠君から理事者（注）の動議が提出され
ました。これにご賛成ありませんか。

（賛成なしと呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。 ようて陳情が五号は理
事者一任とすることに決定いたしました。

議長（末次性男君） 日程が六号へ陳情が六号農新地の名地は少課税に關
する陳情書を議題といたします。

事務局長として陳情書の朗読をいただきます。

（島田議会議事務局長朗読） 省略

議長（末次性男君） 朗読は終了しました。

本陳情書についてご意見がありまうたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で意見を終ります。

陳情が六号についてはお手もとのご配付の別紙付託表のとおり総務
委員会に付託いたします。

議長（末次性男君） おわかりいたします。 委員会審査のため明々五日か
ら二十八日までの八日間休会いたしたいと伺いますが、こゝにご異議ありませか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。 ようて明々五日から二十八日まで

八日間休会することに決定いたしました。

なら次回の本会議は十二月二十八日より前々時から開きます。

議長（末次性男君） 以上をもって今日の日程は全部終了いたしました。

本日はこゝをもつて散会いたします。

午後四時四十分散会